**○海上保安庁告示第百三十三号**

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年五月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　田辺港跡ノ浦防波堤灯台
位置
所在地　和歌山県田辺港第一区（跡ノ浦防波堤外端）
北緯　三三―四二―四四
東経　一三五―二三―四五
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十四年四月二十四日

**○海上保安庁告示第百三十四号**

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年五月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　大瀬戸第一号導灯（後灯）
位置
所在地　福岡県北九州市（前灯の南東方約二六〇メートル）
北緯　三三―五三―二五
東経　一三〇―五四―四九
変更した事項
位置　正規位置の一三五度約二二メートル
高さ　地上から構造物の頂部まで一三メートル　平均水面上から灯火まで八一メートル
二灯一線　一四〇・〇度
変更年月日　平成二十四年四月二十五日
記事　一時変更

名称　安瀬航路第一号灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（若松洞海湾口防波堤灯台の北北西方約一・四キロメートル）
北緯　三三―五七―一一
東経　一三〇―五〇―三九
変更した事項
位置　正規位置の二五九度約二一〇メートル
変更年月日　平成二十四年四月二十四日
記事　一時変更

名称　関門第二航路第二号灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（台場鼻潮流信号所の西北西方約三・〇キロメートル）
北緯　三三―五七―二一
東経　一三〇―五〇―三三
変更した事項
位置　正規位置の二五七度約二六〇メートル
変更年月日　平成二十四年四月二十五日
記事　一時変更

名称　関門航路第十号灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（台場鼻潮流信号所の南西方約一・六キロメートル）
北緯　三三―五六―二五
東経　一三〇―五一―三七
変更した事項
位置　正規位置の一八三度約四六メートル
変更年月日　平成二十四年四月二十五日
記事　一時変更

名称　関門航路第十二号灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（台場鼻潮流信号所の南南西方約一・九キロメートル）
北緯　三三―五六―〇〇
東経　一三〇―五二―〇六
変更した事項
位置　正規位置の二六九度約一三〇メートル
変更年月日　平成二十四年四月二十五日
記事　一時変更

名称　関門航路第十四号灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（下関荒田防波堤灯台の西方約二・〇キロメートル）
北緯　三三―五五―三四
東経　一三〇―五二―三一
変更した事項
位置　正規位置の二七六度約九〇メートル
変更年月日　平成二十四年四月二十五日
記事　一時変更

名称　関門航路第十六号灯浮標
位置
所在地　関門港小倉区（下関荒田防波堤灯台の南西方約一・五キロメートル）
北緯　三三―五五―〇九
東経　一三〇―五二―五五
変更した事項
位置　正規位置の二二八度約四一メートル
変更年月日　平成二十四年四月二十五日
記事　一時変更

名称　関門航路第十八号灯浮標
位置
所在地　関門港小倉区（下関荒田防波堤灯台の南南西方約一・七キロメートル）
北緯　三三―五四―四四
東経　一三〇―五三―二〇
変更した事項
位置　正規位置の二二六度約一八メートル
変更年月日　平成二十四年四月二十五日
記事　一時変更

名称　関門航路西無線方位信号所
位置
所在地　関門港若松区（関門航路第十号灯浮標）
北緯　三三―五六―二五
東経　一三〇―五一―三七
変更した事項
位置　正規位置の一八三度約四六メートル
変更年月日　平成二十四年四月二十五日
記事　一時変更

# 国会事項

## 衆議院

**質問書提出**

五月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

関越道での高速ツアーバスの事故に関する質問主意書（馳浩提出）

**議事日程**

五月二十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十二号
平成二十四年五月二十二日（火曜日）
午後零時二十分開議
第一　死因究明等の推進に関する法律案（内閣委員長提出）
第二　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案（内閣委員長提出）

## 参議院

**議案受領**（予備審査）

五月二十一日衆議院から次の議案が送付された。

死因究明等の推進に関する法律案（内閣委員長提出）（衆第一二号）
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案（内閣委員長提出）（衆第一三号）

**議案付託**（予備審査）

五月二十一日議長は、次の衆議院送付案を委員会に付託した。

死因究明等の推進に関する法律案（内閣委員長提出）（衆第一二号）
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案（内閣委員長提出）（衆第一三号）

内閣委員会に付託

**質問主意書転送**

五月二十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

安全で快適な自転車通行空間の整備の推進に関する質問主意書（秋野公造提出）（第一一二号）
竜巻で被害を受けた農業生産者等に対する復旧支援に関する質問主意書（上野通子提出）（第一一三号）
東北における国際会議の開催等に関する質問主意書（加藤修一提出）（第一一四号）
日本政府の南スーダン調査団に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第一一五号）